

教 育 委 員 会 8 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 8 月定例会

開催日 平成29年 8 月25日（金）午前10時00分～午前10時55分

開催場所 本庁 2 階 第 1 会議室

出席者 高須教育長、岩根教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、真野委員

事務局等出席者

有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、玉川施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、赤堀青少年課長、川原青少年課課長、高宮教育政策総務課長代理兼係長、中村教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から教育委員会 8 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、議決事項が 2 件でございます。

本日の署名人は、藤田委員にお願いいたします。

まず、本日の配付資料について確認をいたします。事務局から、説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会議案書でございます。

別冊資料としまして、議案第31号、市長からの意見聴取についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書 1 ページ、7 月・8 月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から、報告事項はありますか。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

7 月・8 月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございますが、7 月28日に教育委員会臨時会が開催されました。

次に、8月18日に教育委員懇話会、本日25日に教育委員会8月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会の後援状況について御報告いたします。

7月8日から8月9日までの教育委員会の後援状況についてでございますが、全体で10件ございました。そのうち新規は1件でございます。内容としましては、人権政策確立社会の実現に向けた学習と、交流を深めることを目的とした研究集会でございます。その他、継続の後援が9件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

7月・8月の一般事務報告をさせていただきます。

8月1日に校長夏季研修会が教育研修センターで開催されました。

8月23日には、平成29年度生活指導夏季研修会全体会が中央公民館講堂で開催されました。第一、第四、第七、中木田中学校からの実践報告と、兵庫県立大学竹内和雄准教授から御講演をいただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

8月の一般事務報告について御説明いたします。

昨日8月24日に開催いたしました寝屋川教育フォーラム2017につきまして、本年度は、「学びをつなぐ学校デザイン～新しい時代に求められる資質・能力について～」をテーマに、1,011人の参加がございました。

参加者のアンケートでは、「カリキュラム・マネジメントは目標を達成するための手段ということが分かりました。」「目標から逆向きに設計をしていこうと思いました。」「縦割りの指導案の検討などを取り入れてみようと思いました。」等の感想がございました。

今後もし子供たちの資質能力の育成に向けた教職員の研修の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

参加者1,011人のうち、寝屋川市以外からの参加はありましたか。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

寝屋川市以外からは、13人参加されています。

○高須教育長

寝屋川市以外の参加者13人は、どのような方々ですか。

○遠藤教育研修センター所長

他市の教育委員会の職員や教職員でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

7月の一般事務報告をいたします。

7月27日に平成29年度第2回社会教育委員会会議を開催いたしました。内容につきましては、社会教育部の所管事業概要及び意見交換について、若者との交流会について、その他についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2・3ページ、8月・9月の教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。事務局から何かございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

まず、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を8月31日に、第2回目を9月4日に実施させていただく予定でございます。

次に、9月4日から22日まで開催されます9月市議会定例会でございますが、13日から15日まで一般質問が行われます。委員の皆様におかれましては、傍聴のほど、よろしく願いいたします。

最後に、9月22日に教育委員懇話会、29日に学校訪問の実施、教育委員会9月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようによりしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

8月・9月の行事計画を報告させていただきます。

8月30日に学童水泳記録会が開催されます。この記録会は、各小学校の5、6年生が参加し、児童一人一人の泳力向上と体力づくり、また同じ中学校区の小学校間での交流と連携を図ることを目的として取り組んでおります。今年度も全小学校が参加をいたします。

また、9月24日には小学校の運動会、30日には中学校の体育大会が開催される予定でございます。また、10月1日にも小学校の運動会が開催される予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

8月30日の学童水泳記録会については、例年開催されていると存じておりますが、最近、小学校でラッシュガードを着用している子供がおりまして、記録を計る際や記録会当日もラッシュガードを着用していますか。上着の様なラッシュガードに見受けられ、また、ラッシュガードの着用でタイムが遅れるといったことがあるとも考えられますので、一度、ラッシュガードの着用率等を調べてくださいますか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ラッシュガードの着用については、当然日焼けもあり、学童水泳記録会に限らず、通常の授業等でも保護者等から要望がございましたら、学校で適宜対応しております。

また、学童水泳記録会におけるラッシュガードの着用については、改めて確認いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

通常の水泳の授業ではなく、記録を残す際のラッシュガードの着用について、検討していただければと考えます。実際、着用時とそうでない時の自分の記録は変わってくると考えます。通常の水泳授業でのラッシュガードの着用は、それぞれ事情がありますので、記録を残す場合のみを御検討ください。

○高須教育長

はい、ありがとうございます。

学童水泳記録会は、小学校体育研究会が主催しているので、一度相談し、一番良い方法を検討してください。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

8月・9月の行事計画を2件報告させていただきます。

8月29日に平成29年度第3回社会教育委員会議が開催されます。内容につきましては、社会教育部の所管事業概要及び意見交換について、その他についてでございます。

次に、9月30日に第36回寝屋川市民大学開講式を中央公民館講堂で開催いたします。

本年度も、「文化を創造し生きる力を育むまちづくり」をテーマとし、9月30日から11月25日まで、11月4日を除く毎週土曜日、計8回の講座を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

9月5日に第1回市民体育館指定管理者選定委員会を開催いたします。市民体育館におきましては、平成30年度から5年間の指定管理者を新たに公募するため、8月1日から2週間募集要項を配布いたしました。

その後、8月21日に現地説明会を開催いたしましたが、応募者は現指定管理者である寝屋川スポーツ振興連盟のみでありました。現指定管理者ではありますが、書類審査及びヒアリング審査を経て、指定管理者の選定を行ってまいります。

最終は、平成29年12月市議会定例会での指定管理者の指定の議決を経て、決定いたします。教育長におかれましては、9月5日の選定委員会での委嘱状の交付をお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、8月・9月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

それでは、議決事項に移ります。

4ページでございます。

議案第31号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第31号、市長からの意見聴取について、9月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、協議をお願いするものでございます。内容としましては4点ございます。

それでは、当議案の内容につきまして、順次御説明いたします。

○高須教育長

では、始めに、1、平成28年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会関係分）の説明をお願いいたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

平成28年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会関係分）について、御説明いたします。別冊の資料1ページをお開きください。

これは、平成28年度歳入歳出決算書の教育委員会に関わる部分の抜粋でございます。

まず、1、決算における「教育費」ですが、平成28年度決算額は56億8,895万9,000円でございます。対前年度比は95.0%でございます。

続きまして、3、教育費の「項」別内訳でございますが、教育総務費、10億2,744万1,000円、小学校費、16億7,155万6,000円、中学校費、9億6,248万7,000円、幼稚園費、5億162万3,000円、社会教育費、13億8,905万7,000円、社会体育費、1億3,679万5,000円となっております。

次に、主要な事業につきまして、御説明いたします。

なお、説明につきましては、新規事業及び拡充事業を中心に、主要な施策の成果に基づき御説明いたします。

まず、6ページをお開きください。

項 教育総務費、目 教育指導費〔学ぶ力の育成〕2(1)外国人英語講師派遣事業、5,505万4,080円につきましては、小中学校の国際コミュニケーション科及び英語科の授業並びに英語村事業において、1中学校区に1人、合計12人の外国人英語講師を配置し、国際理解教育の推進を図ったものでございます。

続きまして、7ページでございます。

4(2)中学校休業日等学習支援事業、2,474万4,096円につきましては、中学校での授業時間外に、民間事業者による生徒の状況に応じた学習支援を実施するとともに、課題の提示により家庭学習とも連動した自学自習できる環境を整えることで、生徒の学力向上を図ったものでございます。

次に、5(3)少人数学級推進事業、2,853万9,372円につきましては、全小学校の3年生に35人学級を導入し、児童一人一人によりきめ細かな学習指導と学級指導を行ったものでございます。

次に、8ページでございます。

7(5)学校司書、955万2,680円につきましては、読書活動を通じた児童・生徒の確か

な学力の養成、豊かな人間性の形成を図るため、学校図書館の職務に従事する司書を2中学校区に1人、合計6人を配置したものでございます。

続きまして、9ページでございます。

目 教育研修センター費〔学ぶ力の育成〕2 英語力の向上に要した経費、345万2,661円につきましては、英語だけでコミュニケーション活動を行う英語村事業を小学5、6年生を対象に25回、中学生を対象に49回実施し、児童・生徒の英語を学ぶ意欲、コミュニケーション力の育成等を図ったものでございます。

次に、12ページでございます。

項 小学校費、目 学校管理費〔教育環境の整備・充実〕4(1)校舎棟トイレ洋式等改修工事、1億2,897万2,575円につきましては、小学校の校舎棟のトイレを計画的に洋式等に改修し、更なる教育環境の保持・充実を図ったものでございます。

次に、13ページでございます。

目 教育振興費〔教育環境の整備・充実〕1(1)義務教育就学奨励費、1億5,716万5,154円につきましては、経済的事情により、就学が困難と認められる小学校に通学する児童の保護者を対象に援助を行うもので、平成28年度は認定基準額の引上げによる対象者の拡大を行い、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

続きまして、18ページでございます。

項 中学校費、目 学校管理費〔教育環境の整備・充実〕4(1)校舎棟トイレ洋式等改修工事、6,792万2,999円につきましては、小学校と同じく、中学校の校舎棟のトイレを計画的に洋式等に改修し、更なる教育環境の保持・充実を図ったものでございます。

次に、19ページでございます。

目 教育振興費〔教育環境の整備・充実〕1(1)義務教育就学奨励費、1億4,774万110円につきましては、小学校と同じく、経済的事情により、就学が困難と認められる中学校に通学する生徒の保護者を対象に援助を行うもので、平成28年度は認定基準額の引上げによる対象者の拡大を行い、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

続きまして、24ページでございます。

項 幼稚園費、目 教育振興費〔教育環境の整備・充実〕1(2)私立幼稚園就園奨励費補助金、2億9,102万9,100円につきましては、私立幼稚園に通園する園児を対象に補助金を交付し、私立幼稚園における教育に係る保護者の経済的負担を軽減したものでございます。

次に、29ページでございます。

項 社会教育費、目 成人教育費〔青少年の健全育成〕1(1)地域教育協議会運営委託料、479万9,867円につきましては、中学校区に設置している地域教育協議会において、子供たちに豊かな体験活動を経験させる事業や地域住民との協働による取組、社

会規範・マナーを学ぶ事業等を実施し、青少年健全育成と地域教育コミュニティの更なる向上を図ったものでございます。

続きまして、30ページでございます。

2(2)家庭教育サポートチーム派遣事業、1,239万9,574円につきましては、家庭教育サポーターを各中学校区に配置し、子育てやしつけに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問活動、相談活動など、家庭教育の支援を行ったものでございます。

次に、34ページでございます。

目 青少年教育費〔青少年の健全育成〕 1(2)青少年居場所づくり事業、3,216万3,389円につきましては、市内在住・在学の青少年が年齢等の枠を超えて集える青少年の居場所「スマイル」の開催日時を拡充するとともに、こどもセンター内に青少年の居場所「ハピネス」を開設し、健全育成や交流を図ったものでございます。

次に、2(1)放課後子供教室推進事業、1,448万4,918円につきましては、地域住民の参画の下、放課後等の小学校施設で各種プログラムを提供し、児童の安全・安心な居場所の確保をすることにより、健全な育成を図ったものでございます。

続きまして、36ページでございます。

目 留守家庭児童会費〔青少年の健全育成〕 1(6)留守家庭児童会拡充事業、7,232万9,659円につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、全小学校において小学6年生までを受け入れるなど、体制を整備したものでございます。

次に、40ページでございます。

目 学び館費〔生涯学習の充実〕 1 学習活動のための環境づくりに要した経費、2,831万102円につきましては、市民の世代間交流、生涯学習を推進するため、学び館を開設し、効率的な管理運営のための指定管理委託料などに要した経費でございます。

以上でございます

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

3、教育費の「項」別内訳において、決算額が平成27年度から減少している主な理由は何ですか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

構成比につきましては、例年と同様ですが、平成28年度は小学校費、中学校費ともに補正予算として学校の環境整備が挙げられ、それらが平成29年度に繰越明許しているため、減少しております。そのほかは、例年通りの事業を進めております。

○高須教育長

はい、ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

小学校に配布する児童用更紙についてですが、小学校は中学校よりも多くの更紙を使用していると思います。もちろん中学校においても、多くの更紙が使用されていると思いますが、小学校は6年生までであり、プリントでの学習がとても多いので、何とか予算を増額することができないものかとの現場の声があります。いろいろ工夫をしながら、更紙を購入していた経緯がありましたが、小学校に配布される更紙が少ないので、もし中学校と同様に一般消耗品費を増やしてくださると、更に教育活動がしやすくなるのではないかと昨年の決算額を拝見して感じました。学校からはそのような要望はありませんか。

○高須教育長

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

学校予算につきましては、一般消耗品費等の費目ごとに、学校配当としております。学校配当の基準は、学級割や児童・生徒割等で算出しておりますので、特に中学校が多く、小学校が少ないということはありませんが、今藤田委員がおっしゃったように、平成30年度の予算につきましては、予算の増額等も考慮した予算要求を検討してまいります。

以上でございます。

○高須教育長

はい、ありがとうございました。

不足している部分がないか等の学校の現状も調査し、必要に応じて予算増額も含め、検討してください。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

はい、分かりました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、2、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定の説明をお願いします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、御説明いたします。

なお、説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、制定理由及び主な制定内容についての御説明いたします。

資料につきましては、46ページでございます。

本条例につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等について、指定管理者制度を導入する全ての施設に通ずる事項を統一的に定めるものであり、あわせて、それぞれの「公の施設（指定管理者制度を導入している公の施設）の設置・管理

に関する条例」に関し、規定の整備を行うものでございます。

主な制定理由としまして、指定管理者の公募（第2条関係）としまして、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、第6条の指定管理者の候補者の選定の特例を除き、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものいたします。

次に、欠格事項（第4条関係）としまして、「市長又は議会の議員が役員等となっている団体」「暴力団又はその役員等のうちに暴力団員若しくは暴力団密接関係者がある団体」などは、指定管理者となることができないことといたします。

次に、指定管理者の候補者の選定（第5条関係）としまして、指定管理者の指定の申請があったときは、「市民の平等な利用が確保されること」「当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること」「管理の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有すること」などの基準に照らして審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものいたします。

次に、指定管理者の候補者の選定の特例（第6条関係）としまして、当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別に条例で定める団体に管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現が図られ、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができることと認める場合その他の規則で定める相当の事由があると認める場合においては、指定管理者の公募による公募をしないで、指定管理者の候補者を選定できることといたします。

なお、選定をしようとするときは、当該団体に所定の書類の提出を求め、指定管理者の候補者の選定の基準に照らして審査を行うものいたします。

次に、指定管理者の指定の手續等（第3条、第7条～第14条関係）としまして、現在、それぞれの「公の施設（指定管理者制度を導入している公の施設）の設置・管理に関する条例」で定めている「指定管理者の指定の申請」「指定管理者の指定」「協定の締結」「事業報告書の提出」「業務報告の求め等」「指定の取消し等」「原状回復義務」及び「損害賠償」並びに「秘密保持義務」について、通則と定めるものでございます。

次に、教育委員会所管の公の施設への適用（第15条関係）としまして、教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の規定の適用については、この条例の規定（第4条第1号を除く。）中「市長」とあるものは「教育委員会」と、「規則」とあるものは「教育委員会規則」と、第4条第1号中「市長」とあるものは「教育委員会の教育長若しくは委員」といたします。

次に、委任（第16条関係）としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることといたします。

また、附則として、施行期日は公布の日とし、関係条例の一部改正（附則第2項～附則第17項関係）を行い、それぞれの「公の施設（指定管理者制度を導入している公

の施設)の設置・管理に関する条例」に関し、指定管理者の指定の手続等(第3条、第7条～第14条関係)についての規定を削ることといたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、3、寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の制定の説明をお願いいたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の制定について、御説明いたします。

なお、本条例につきましても、条文の朗読は省略させていただき、制定理由及び主な制定内容について御説明いたします。

資料の60ページでございます。

本条例は、指定管理者選定委員会の設置等について統一的に定めるものでございます。

主な制定内容といたしましては、設置(第2条、別表関係)としまして、市長又は教育委員会の附属機関として、62ページ別表(第2条関係)に定めるところにより、指定管理者選定委員会を置くものでございます。

次に、委任(第3条関係)としまして、指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めるものでございます。

また、附則として、施行期日は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行の日といたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、4、平成29年度寝屋川市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係分)の説明をお願いいたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

平成29年度寝屋川市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係分)につきまして、御説明いたします。

資料の63ページをお開きください。

歳出でございます。

款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会総務費、補正額400万円につきましては、義務教育就学奨励費の入学準備金の支給時期を見直し、小・中学校入学前に支給するための学務情報システム改修委託料でございます。

次に、項 小学校費、目 教育振興費、補正額1,506万3,000円につきましては、入学準備金の支給時期の見直しに伴う、義務教育就学奨励費に係る経費の追加補正でございます。

次に、項 中学校費、目 教育振興費、補正額2,019万3,000円につきましては、同じく入学準備金の支給時期の見直しに伴う、義務教育就学奨励費に係る経費の追加補正でございます。

次に、項 社会教育費、目 留守家庭児童会費、補正額291万3,000円につきましては、平成28年度実績報告に基づく国庫交付金の償還金でございます。

次に、64ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。

本事業につきましては、市立啓明小学校、木田小学校及び宇谷小学校における学校給食調理業務を、新たに民間委託するに当たり、平成30年度当初から円滑に運用していくため、今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

期間は、平成29年度から平成34年度まで、限度額として、2億3,430万5,000円でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

63ページ、就学援助に要する経費においての小学校の支給人数371人と中学校の支給人数426人は、支給時期の見直しにより増えた人数ですか。

○高須教育長

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

従来では、平成29年度の入学準備金としまして、現状4月当初に申請をいただき、8月に支給をしておりました。今後は、学用品を準備するための入学準備金として、入学前に支給しますので、就学援助を申請された方のうち、平成30年度に入学準備金を支給する予定の方を小学校では371人、中学校では426人と積算しております。

以上でございます。

○岩根教育長職務代理者

はい、分かりました。

○高須教育長

支給人数が増えたわけではなく、入学準備金を入学前に支給するか、入学後に支給するかの違いですね。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

そのとおりでございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第31号、市長からの意見聴取について、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、5ページでございます。

議案第32号、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

ただ今御上程いただきました議案第32号、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について、御説明をさせていただきます。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則第4条の2第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、6ページを御参照ください。

市民体育館条例施行規則第4条の2第2項において規定している各号に該当する委員の候補者でございます。

第1号、公募により選出した寝屋川市域に住所を有する者として、中井まり氏でございます。7月中旬から一般公募し、応募された方でございます。

次に、第2号、経営に関する知識を有する者として、山本寛忠氏でございます。近畿税理士会枚方支部から御推薦をいただいております。

次に、第3号、学識経験を有する者として、船越達也氏でございます。現在、大阪国際大学人間科学部の准教授で、スポーツマネジメントやスポーツビジネスの分野を研究されております。

次に、第4号、社会教育委員として、辻本通氏でございます。現在、社会教育委員会議長を3期務めておられます。

次に、第5号、社会教育部における部長といたしまして、良篤也社会教育部長となっております。

任期につきましては、委嘱及び任命日から市民体育館の指定管理者が指定された日までとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第32号、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会8月定例会を終了させていただきます。